
令和6年度
施策マネジメント診断結果

講 評（案）

大野城市公共サービス改革委員会

目次

1	施策マネジメント診断について	1
(1)	施策マネジメント診断の目的	1
(2)	診断の視点	1
(3)	診断の実施体制	2
(4)	診断対象	3
(5)	診断スケジュール	3
(6)	診断結果の記載内容	5
2	施策マネジメント診断の診断結果	6
(1)	取組：犯罪が起きにくいまちづくり	6
(2)	取組：保育環境の整備と教育・保育の質の向上	13
(3)	取組：ひとり親家庭等への支援	16
(4)	取組：情報発信の強化	17
(5)	取組：人権が尊重される差別のない明るいまちづくり	20
(6)	取組：地域に根ざした親子時間の充実支援	23
(7)	取組：こどもの居場所づくり	25
(8)	取組：ゼロカーボンの推進	27
(9)	取組：自然環境と生物多様性の保全	28
(10)	取組：心のふるさと館を核としたまちづくり	29
3	令和6年度施策マネジメント診断全体に関する指摘事項と令和7年度に向けた改善点	30

1 施策マネジメント診断について

(1) 施策マネジメント診断の目的

本市では、公共サービスの質の向上と行政経営の最適化を図るため、市の取組を複数の視点から、評価・診断する「大野城市公共サービスDOCK事業」を実施しています。施策マネジメント診断は、「大野城市公共サービスDOCK事業」で実施する診断等の内の一つです。

第六期公共サービスDOCK事業では、第五期の「上位施策の目的達成に対し、効果的な事務事業となっているか」という施策マネジメントの基本的な考え方は残しながら、全庁的な事業再整理（事務事業の廃止やリニューアル）につながるよう、「事務事業」に対する診断により力をいれて実施しました。

【診断の目的】

- ・ 総合計画後期基本計画の着実な推進
- ・ 全庁的な事業再整理（廃止やリニューアル）の推進

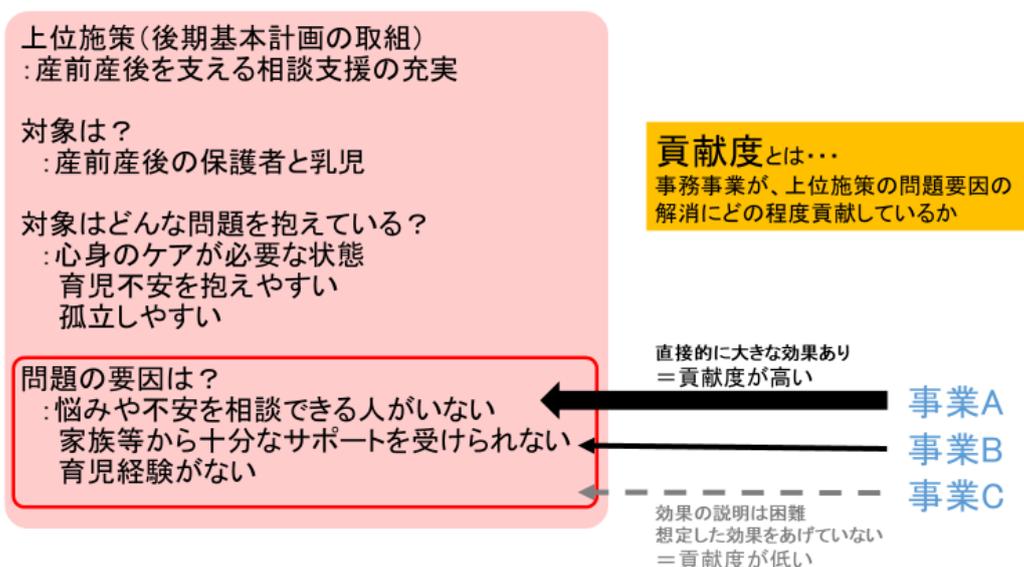
(2) 診断の視点

事務事業に対し、「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」と「コストパフォーマンス」の2つの視点から診断を行いました。

① 「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」の考え方

上位施策（後期基本計画の取組）の対象が抱える問題とその要因について分析を行った上で、事務事業が問題要因の解消に貢献しているかどうかを評価しました。

【貢献度の考え方（例）】



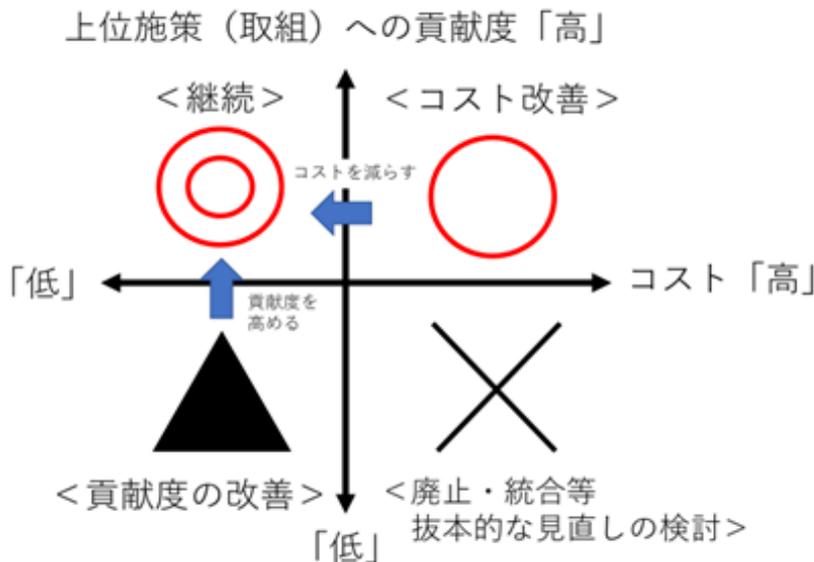
② 「コストパフォーマンス」の考え方

事務事業の活動指標や成果指標の一単位当たりのコストを算出し、コストパフォーマンスを評価しました。一単位当たりコストのみでは読み取れない実情や不明点については、質疑通告書やヒアリングで確認した上で評価を行いました。

③ 二つの視点を軸にした診断

二つの視点を軸にした診断のイメージは以下の図のとおりです。

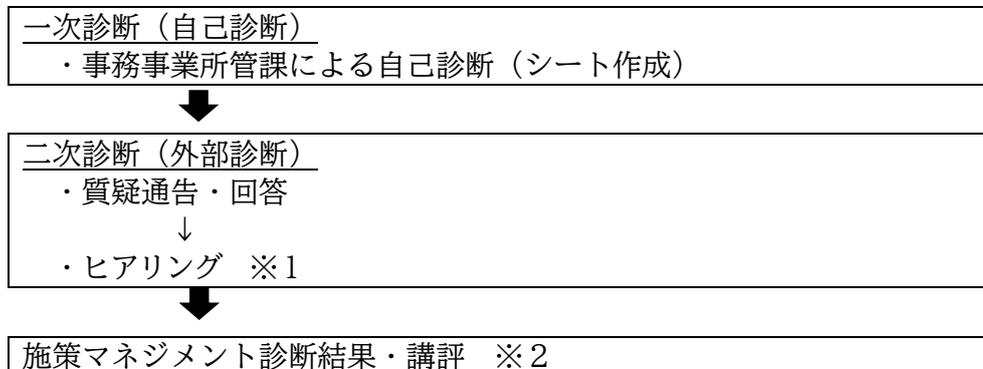
【イメージ図】



(3) 診断の実施体制

事務事業所管課による一次診断（自己診断）と、公共サービス改革委員会による二次診断（外部診断）を実施しました。

【診断の進め方】



※1 市関係団体からの推薦を受けた委員（7名）、公共サービス改革委員会委員（8名）、市職員（4名）で構成する「施策マネジメント診断部会」によるヒアリングを実施しました。

※2 公共サービス改革委員会から、施策マネジメント診断結果・講評を提出します。

【施策マネジメント診断部会】

公共サービス改革委員会委員	8名	有識者6名、市民委員2名
団体推薦委員	7名	大野城市区長会
		大野城市商工会
		大野城市民生委員・児童委員会連合協議会
		大野城市国際交流協会
		大野城市食生活改善推進会
		大野城女性の会
市職員	4名	総合政策部長、経営戦略課長、デジタル推進課長、財政課長
合計	19名	

(4) 診断対象

一次診断（自己診断）は、義務的な事業を除いた全ての事務事業を対象としました。※新規事業（今年度から開始する事業）は除く

二次診断（外部診断）は、診断対象事務事業を選定した上で、取組ごとに診断を行いました。

【義務的な事務事業】

- 法定受託事務
- 公共施設の維持管理・補修
- 総合計画・個別計画の策定・中間見直し
- 基金積立金、市債償還金、特別会計繰出金、各種利子、組合分担金、災害見舞金等
- 人件費、議員報酬等
- その他（法令により実施が義務付けられているもの）等
- 扶助費の給付
- 土木施設の整備

(5) 診断スケジュール

- 7月中旬～8月上旬 一次診断実施
- 8月中旬～9月上旬 質疑通告
- 8月下旬 施策マネジメント診断部会（事前説明会）
- 9月中旬 質疑通告回答
- 9月下旬 二次診断ヒアリング
- 11月下旬 施策マネジメント診断部会（部会案審議）
- 12月下旬 公共サービス改革委員会における審議
- 1月中旬 審議結果市長報告

【二次診断ヒアリングの日程】

日程	後期基本計画の「取組」	診断対象事務事業	事務事業所管課
9月25日 (水) 13:30~ 16:30	犯罪が起きにくいまちづくり	1 防犯活動推進事業	生活安全課
		2 街頭見守りカメラ設置事業	
		3 安全安心まちづくり推進事業所登録事業	
		4 空き家対策推進事業	
		5 空き地管理事業	
		6 交通安全推進・飲酒運転撲滅事業	
		7 運転免許証自主返納等支援事業	
		8 消費者行政推進事業	
		9 少年相談員・補導員活動支援事業	
		10 防犯灯整備・維持管理事業	
9月26日 (木) 9:30~ 12:15	保育環境の整備と教育・保育の質の向上	11 私立保育所等運営支援事業	子育て支援課
		12 届出保育施設施設整備事業	
		13 認可保育所等保育士確保事業	
		14 乳幼児健康支援一時預かり事業	
		15 私立幼稚園育成支援事業	
ひとり親家庭等への支援	16 ひとり親家庭等相談事業		
	17 ひとり親家庭養育費確保支援事業		
9月26日 (木) 13:30~ 16:30	情報発信の強化	18 広報作成・配布事業	プロモーション推進課
		19 ホームページシステム保守運営事業	
		20 SNS活用事業	
	人権が尊重される差別のない明るいまちづくり	21 コールセンター運営事業	人権男女共同参画課
		22 人権週間事業	
		23 人権擁護啓発事業	
9月30日 (月) 13:30~ 16:30	地域に根差した親子時間の充実支援	24 社会を明るくする運動推進事業	こども・若者政策課
		25 人権・同和問題啓発事業	
		26 人権・同和問題教育研修事業	
		27 子ども情報センター運営事業	
	こどもの居場所づくり	28 ブックスタート事業	
		29 公民館親子サロン運営支援事業	
	地方創生事業	30 ぞうさんひろば事業	循環型社会推進課
		31 青少年の居場所運営事業	
		32 放課後子ども教室(アンビシャス広場)事業	
		33 再生可能エネルギー普及促進事業	
34 しぜん・いきもの環境教育事業			
35 心のふるさと館企画展事業	心のふるさと館		

2 施策マネジメント診断の診断結果

(1) 取組：犯罪が起きにくいまちづくり

ライフステージ	全世代	方針	4 安全で安心して暮らせるまちをつくる
取組	3 犯罪が起きにくいまちづくり		
所管課担当名	生活安全課 生活安全担当		
取組への講評			
<p>・取組の対象である市内の刑法犯認知件数は、平成 20 年 1,641 件から減少傾向を続け、平成 30 年 554 件、令和元年 573 件と、約 10 年間で 1/3 程度の水準に減っている。新型コロナ禍の期間はさらに減少したが令和 5 年は 602 件と新型コロナ禍以前の水準を若干上回っている。</p> <p>・令和 5 年の刑法犯認知件数のうち、412 件（68%）が窃盗犯で、知能犯 82 件（14%）、その他 54 件（9%）、粗暴犯 37 件（6%）の順が多い。市内街頭犯罪等認知件数も平成 20 年 1,071 件から令和 5 年 323 件に大幅に減少しているが、新型コロナ禍前の令和元年 297 件を上回っている。</p> <p>・また、近年はインターネットを通じた闇バイトの募集や、闇バイトによる詐欺の受け子・出し子や強盗の実行犯が増加しており、一般市民や青少年を取り巻く犯罪等の環境は大きく変わってきている。</p> <p>・一方、これまでの地域防犯活動、青少年の犯罪・非行防止活動、交通安全活動の多くは、防犯パトロール登録員や少年相談員など、地域住民から選ばれた人材が中心となって展開してきたが、その人材の大半を占める高齢者の高齢化の進展や就労率の上昇など、人材確保が難しくなっている。また、これら従来からの活動が、新しい犯罪や交通事故等の動向に対して、必ずしも効果的な内容となっていない。</p> <p>・以上の状況から、取組全体として以下の改善・見直しが必要と考える。</p> <p>○<u>地域住民による見守り等活動の効率化</u> 従来の防犯パトロール登録員、少年相談員、交通指導員など、地域における見守り・声かけ等の活動を行う人材について、防犯、交通安全、非行防止等の分野別の取組から、「地域の安全安心の見守り」全般に関する活動を行う主体に変更する。</p> <p>○<u>市民・事業者（経営者、従業員）の全員が見守り・声かけ等の活動主体となる</u> 特定の役職者の活動に依存するのではなく、市内で活動する全ての人々が日常生活や事業活動を行いながら、防犯や交通安全の視点から見守り・声かけを行う状態を形成することが望ましい。</p> <p>○<u>自助・共助・協働・公助の役割を明確にした費用対効果の検証結果に基づく事業の実施</u> 防犯や交通安全対策などは、各市民・世帯、各事業所、各地域が、それぞれの環境・状態に応じて、適切な対策を講ずることが重要であり、公助としての市行政の事業と、自助・共助としての取組が相まって、安全安心な大野城市を形成することが可能である。</p> <p>そのため、犯罪の発生状況や要因、交通事故の発生状況や要因などを定期的に詳細分析し、その結果に基づき、自助・共助の促進・支援や公助としての市行政の事業について、費用対効果の高い事業への積極的な見直しや、新規事業の立案に取り組むことが望ましい。</p>			

事業1 防犯活動推進事業

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・防犯パトロール登録員の活動の時間帯・内容が、犯罪発生状況の変化に十分に対応できておらず、 <u>波及的・限定的な効果に留まる</u> 。
	コストパフォーマンス	・防犯パトロール登録員主体の活動や防犯専門官を任用しているにもかかわらず、正規職員の業務量が1,461時間と多く <u>改善が必要</u> 。
診断結果	○貢献度・コストパフォーマンスの両面から、 <u>事業見直し</u> ・登録員の大半を占める高齢者の高齢化等により、将来に向けてなり手の確保が難しくなる中、犯罪発生状況の変化を踏まえ、登録員の活動による具体的な効果が期待できる街頭犯罪等認知件数最多の自転車盗対策の活動への特化や、地域の安全・安心に係る他の活動と統合し子どもたちの見守り活動への特化など、より効果的・効率的な事業に見直す必要がある。	
改善目標年次	・令和7年度に検討・調整・制度設計等を行い、令和8年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。	
<p>・本事業は、犯罪の中でも特に13種類の街頭犯罪等認知件数のうち強盗、自販機ねらい、万引きを除いた10種類（不同意わいせつ等、空き巣、忍び込み、居空き、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上狙い、部品狙い）の抑制を目的としている。これら10種類の件数は、平成20年917件から令和5年230件へと大幅に減少した。230件の内訳は、多い順に自転車盗が179件（78%）、車上ねらい25件（11%）、空き巣11件（5%）、オートバイ盗5件（2%）となっている。なお、最多の自転車盗の多くは夜間に発生し無施錠の場合が多いことが、特徴である。</p> <p>・本事業の主な内容は、高齢者を中心とする地域住民で構成する防犯パトロール登録員（令和5年度668人）による、日中から夕方を中心とする防犯パトロール活動であるが、高齢者の高齢化や就労率の上昇などにより、登録員の確保や活動状況に支障が生じていることや、対象としている10種類の発生時間帯・発生箇所・発生要因に対して、活動内容の効果があまり期待できないことなどの課題がある。</p> <p>・今後も高齢者の高齢化と就労率の上昇が予測される中で、防犯パトロール登録員の活動内容をより市内における刑法犯の発生状況に則したものに<u>見直すこと</u>で、登録員の活動負担の軽減と活動に対する犯罪抑制効果の向上を図る必要がある。具体的には、10種類の街頭犯罪等認知件数の78%を占める自転車盗に対して、駐輪場や街中に駐車している自転車の施錠状態の確認と無施錠やワンロックの自転車に対する警告ラベルの添付、小学校の登下校時の見守り活動への特化など、より犯罪抑制に資する具体的な目的を持った活動内容とすることが望ましい。</p> <p>・なお、防犯パトロール登録員の確保と活動促進だけに固執するのではなく、登録員以外のすべての成人市民が、街中における何らかの活動（歩行、運転などを含む）のついでに不審者等の発見・通報等防犯活動を行う取組の普及・拡大も課題と考える。</p> <p>・なお、事業全体の業務量が正規職員1,461時間、会計年度任用職員788時間と相当な量となっているが、防犯専門官を任用している状況を踏まえ、正規職員の業務量削減のための効率化が必要と考える。</p>		

事業2 街頭見守りカメラ設置事業

事務事業への講評		
視 点 別 評 価	貢献度	・ 鉄道駅周辺の自転車駐輪場（6箇所）は直接的な効果があるものの、それ以外の15箇所は警察の捜査に有効でも犯罪抑制効果としては、 <u>波及的・限定的な効果に留まる。</u>
	コストパフォーマンス	・ 設置に係るコストは特段問題がない。ただし、設置箇所によって犯罪抑制効果の差が大きいため、今後費用対効果の改善は必要。
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・ 市内における街頭犯罪等の発生状況に則した犯罪の抑制・検挙率向上に対して最大限の効果的・効率的な設置となるよう見直しが必要である。また、共助（自治会等地域で設置に対する支援）、公助（市行政が設置）等の別の設置計画の検討と、補助金等による新たな手段も含めた設置推進が望ましい。	
改善目標年次	・ 令和7年度に市内の犯罪発生状況等の分析とその結果に基づく見守りカメラ設置計画の策定等を行い、令和8年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。	
<p>・ 街頭見守りカメラは、現在21箇所（72台）に設置されている。街頭犯罪等認知件数で最多の自転車盗の抑制及び検挙率向上に直接寄与する鉄道駅周辺の自転車駐輪場（6箇所）以外は、春日警察署から設置要望があった交差点（交通事故の発生や、犯人の逃走経路となる可能性が比較的大きい箇所）に設置されており、市外で発生した犯罪も含めて警察の捜査には有効であるが、市内における街頭犯罪等の発生状況に則した犯罪の抑制・検挙率向上に対して最大限の効果的・効率的な設置状況とは言えない。</p> <p>・ 一方、市民アンケートの結果や防犯パトロール登録員からの意見では、過去に前兆事案（不審者によるこどもへの声掛けなど）が発生した箇所等、より犯罪抑制効果が期待できる箇所への街頭見守りカメラの設置が期待されている。</p> <p>・ 以上から、今後はより地区別の犯罪発生状況や戸建・集合住宅・事業所等の土地利用状況、住民の年齢構成等を検証し、防犯に対する自助・共助・協働・公助の役割分担を整理した上で、共助（自治会等地域で設置に対する支援）、協働（自治会等の地域と市行政で設置）、公助（市行政が設置）の別の見守りカメラの設置に関する計画を検討し、その結果に基づき計画的に設置を進めることが望ましい。</p>		

事業3 安全安心まちづくり推進事業所登録事業

事務事業への講評		
視 点 別 評 価	貢献度	・ 登録状況は市内全事業所の3%程度で、事業所を活用した「防犯の目」の確保は極めて限定的であり、 <u>波及的・限定的な効果に留まる。</u>
	コストパフォーマンス	・ 業務量も40時間程度で事業費は低額であり、 <u>特段問題がない。</u>
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・ 登録状況は市内全事業所の3%程度で、過去3年間、0団体、13団体、4団体の増加に留まり低迷している状況を抜本的に改善する必要がある。	
改善目標年次	・ 令和7年度中に市内全所管部門の取引先・関連事業所への登録協力要請の内容・方法の検討・決定と、全所管部門への協力要請を開始し、令和8年度は各所管部門の協力状況の把握と登録促進に必要な課題の洗い出し、事業内容の改善検討・実施に取り組むこと。	

・経済センサスの結果では、令和3年6月1日時点で市内には3,743事業所が立地しているが、本事業への登録事業所数は116事業所（全事業所の3%程度）に留まっており、事業所及びその経営者・従業員が犯罪被害者とならないための自助・共助としての防犯活動を促進する事業の目的から考えると、極めて低い水準といえる。その要因としては、本事業に対する認知度の低さや、社会貢献や自助・共助として防犯活動に主体的に取り組む重要性に対する事業所（経営者・従業員）の意識の低さが考えられる。

・防犯パトロール登録員など特定の役割の人たちだけに依存せず、市民及び事業所の経営者・従業員など、市内で活動するあらゆる人たちがあらゆる場面で犯罪に対する見守りや通報等の防犯等の活動を積極的に展開している大野城市を形成することで、犯罪者が避ける環境を構築するためには、本事業に登録し防犯活動を積極的に推進する事業所数を大幅に増やす必要がある。

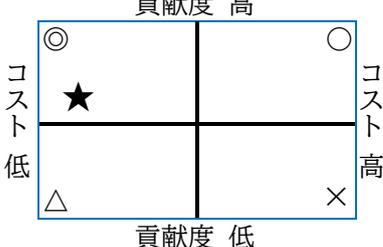
・そのためには、所管課担当だけではなく、庁内の全ての組織に対して業務実施に当たって関係のある事業所に対し本事業の周知の協力を要請し、登録と防犯活動の推進を促進する必要がある。

例：福祉政策所管部門から福祉関連事業所に対して、産業政策所管部門から商工団体所属の事業所、土木建築所管部門から工務店に対してなど。

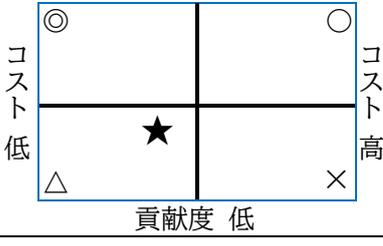
事業4 空き家対策推進事業

事務事業への講評					
視 点 別 評 価	<table border="1"> <tr> <td>貢献度</td> <td>・防犯としての効果は限定的であるものの、近隣住民の生活環境の悪化防止としては、<u>直接効果</u>を上げている。</td> </tr> <tr> <td>コストパフォーマンス</td> <td>・空き家所有者への適正管理依頼1件当たりのコストは低額ではないが改善しており、<u>特段問題</u>がない。</td> </tr> </table> <div style="text-align: center;"> </div>	貢献度	・防犯としての効果は限定的であるものの、近隣住民の生活環境の悪化防止としては、 <u>直接効果</u> を上げている。	コストパフォーマンス	・空き家所有者への適正管理依頼1件当たりのコストは低額ではないが改善しており、 <u>特段問題</u> がない。
貢献度	・防犯としての効果は限定的であるものの、近隣住民の生活環境の悪化防止としては、 <u>直接効果</u> を上げている。				
コストパフォーマンス	・空き家所有者への適正管理依頼1件当たりのコストは低額ではないが改善しており、 <u>特段問題</u> がない。				
診断結果	○現状のまま継続 ・今後も現状の通り、近隣住民から管理不全空き家への苦情があった場合に、空き家所有者に適正管理依頼を行っていくことで問題ない。				
改善目標年次	—				
<p>・本事業の対象である管理不全空き家への対策は、犯罪の温床となる危険性から犯罪が起きにくいまちづくりに対して有効であるが、実態は庭の草木の繁茂や強風による老朽化した建築材の散乱、小動物のすみかとなり糞尿の臭いなど、近隣住民に対する生活環境の悪化防止の効果が期待されている。</p> <p>・一方、本事業の一環として実施している空き家バンク制度は、空き家所有者に対する固定資産税納税通知書に合わせた制度周知チラシの同封等により、空き家所有者に対する認知度は100%に近い状況が推測されることから、同制度への新規登録件数が年数件に留まっていることは、中古物件の流通市場が整っていることなどによりニーズが低いものと考えられ、新規登録件数の増加に努力する必要性はない。</p> <p>・今後もこれまで同様に、空き家の近隣住民から管理不全空き家への苦情があった場合に適切に対応することで、適正管理を促進することが望ましい。なお、市主体による空き家の実態調査は、空き家等対策実行計画を改定するタイミングで実施するのみで十分である。</p>					

事業5 空き地管理事業

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・防犯としての効果は限定的であるものの、近隣住民の生活環境の悪化防止としては、 <u>直接効果を上げている</u> 。
	コストパフォーマンス	・管理不全空き地所有者への適正管理依頼1件当たりのコストは低額かつ改善しており、 <u>良好である</u> 。
		
診断結果	○ <u>現状のまま継続</u> ・今後も現状の通り、近隣住民から管理不全空き地への苦情があった場合に、空き地所有者に適正管理依頼を行っていくことで問題ない。	
改善目標年次	—	
<p>・本事業の対象である管理不全空き地への対策は、犯罪の温床となる危険性から犯罪が起きにくいまちづくりに対して有効であるが、ほとんどの苦情は管理が行き届いていない空き地の近隣住民や区長からの雑草の繁茂に関するもので、実態は近隣住民に対する生活環境の悪化防止の効果が期待されている。</p> <p>・苦情件数に対する空き地所有者の対応率が90%超と高いことから、今後もこれまで同様に、空き地の近隣住民から管理不全空き地への苦情があった場合に適切に対応することで、適正管理を促進することが望ましい。</p>		

事業6 交通安全推進・飲酒運転撲滅事業

事務事業への講評		
視点別評価	貢献度	・交通安全対策は、法令の強化、交通安全環境の整備、交通安全意識の向上などの相乗効果によるものであり、 <u>波及的・限定的な効果に留まる</u> 。
	コストパフォーマンス	・令和5年度事業費は前年度比20%削減と改善しており、 <u>特段問題がない</u> 。
		
診断結果	○ <u>貢献度の面から、事業見直し</u> ・検挙件数が横ばいで推移する飲酒運転の撲滅や、電動キックボード等新たな乗り物に関する交通ルールの周知徹底など、常に大きな問題・新たな問題の改善解消に効果的な事業であり続けるよう見直す必要がある。	
改善目標年次	<p>・令和6年度中に市内全事業所が飲酒運転撲滅優良協力店に登録する方策や新たな乗り物に関する交通ルールの周知徹底の方策を検討し、令和7年度は市内全事業所が飲酒運転撲滅優良協力店に登録するための市内全所管部門への協力要請と、新たな乗り物に関する交通ルールの周知徹底の強化すること。</p>	
<p>・交通安全推進や飲酒運転撲滅に関する普及啓発等の事業は過去から継続して実施されてきている。また、2000年代の道路交通法の罰則強化等も含めて交通安全対策が効果をあげた結果、長期的には交通事故の発生件数は減少傾向にある。</p> <p>・一方、重大事故の発生要因となる飲酒運転の検挙件数は、春日警察署管内では件数の公表が始まった令和4年から令和6年まで年間40件超の水準で推移し、福岡県における令和5年の検挙件数は、新型コロナ禍前の令和元年を上回る水準で推移するなど、飲酒運転の撲滅にはほど遠い状態である。また、電動キックボードなど新しい乗り物の交通ルールの周知が不十分で、新たな交通事故発生要因となっている。</p> <p>・以上から、常に交通事故発生の重要な要因を特定し、その解消に集中的に取り組むことで、費用対効果の高い事業に見直しを続ける必要がある。直近では、飲酒運転の検挙件数が新型コ</p>		

コロナ禍前の水準以上となっている可能性を踏まえた、これまでとは異なるより高い効果が期待できる飲酒運転撲滅のための周知徹底や、若者世代を対象とする電動キックボード等新たな乗り物に関する交通ルールの周知徹底に集中的に取り組むことが考えられる。

事業7 運転免許証自主返納等支援事業

事務事業への講評			
視点別評価	貢献度	・令和5年1月開始の事業で情報・データが不十分であり、現時点では <u>貢献度の検証は困難</u> である。	
	コストパフォーマンス	・令和5年1月開始の事業で情報・データが不十分であり、現時点では <u>コストパフォーマンスの検証は困難</u> である。	
診断結果	○貢献度・コストパフォーマンスの両面から、 <u>効果検証を行なった上で事業見直し</u> ・まずは春日警察署からの情報提供も含めて、事業に関連する各種データを収集・分析し、本事業による運転免許証自主返納の効果検証を行う必要がある。その上で、より費用対効果の高い事業に見直すことが望ましい。		
改善目標年次	・令和7年度までに、事業による運転免許証自主返納の効果検証、及び、必要に応じた事業の見直しを検討し、令和8年度には見直した内容に基づき事業を実施すること。		
<p>・令和5年1月に始まった事業であり、春日警察署からの情報提供も含めて、事業に関連する各種データを収集・分析し、本事業による運転免許証自主返納の効果検証を行う必要がある。</p> <p>・具体的には、本事業の利用申請者に対してアンケート調査を実施し、性別・年代別の本事業によって自主返納が促された件数、自主返納する主な要因となった件数などを把握し、警察署から提供される自主返納件数のデータと総合し、自主返納の誘因となった件数や主たる要因となった件数と全件数に対する割合を算出する。また、現在の5,000円相当分の公共交通利用支援の効果と金額を変えた場合の効果の変化推測、自主返納後の路線バス等代替交通手段の利用意向・利用実態の調査分析などを行い、本事業の中長期的な制度の内容、財源、目標とする自主返納件数などを明らかにする必要がある。</p>			

事業8 消費者行政推進事業

事務事業への講評			
視点別評価	貢献度	・防犯としての効果は限定的であるものの、消費生活上のトラブルの解決には、 <u>直接効果を上げている</u> 。	
	コストパフォーマンス	・相談1件当たりのコストが12千円と比較的高額であり、 <u>改善が必要</u> 。	
診断結果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>事業見直し</u> ・相談件数や相談内容について全数の分析（時間帯別・曜日別、相談内容の種類・難易度別、相談に基づく各種調整対応の状況など）を行い、適切な人員配置となっているのか検証するとともに、検証結果に基づき人員体制の適正化が必要である。		
改善目標年次	・令和7年度中に相談に関する分析と人員配置の評価を実施し、必要に応じて令和8年度から人員配置の適正化を行う。		
・相談件数に占める詐欺が疑われる相談の割合は、1%程度と低いものと推測されることか			

ら、本事業は防犯上の効果は限定的で、基本的には消費生活上のトラブルの解決を主たる目的としている。現状は、消費生活相談員が年間 900 から 1,000 件の相談に対応し、相談の解決率が 80% 台後半と高い水準を維持している。

・一方、相談 1 件当たりのフルコストが 12 千円と比較的高額となっていることや、祝日・年末年始を除く月曜から金曜までの 9 時 30 分から 16 時 30 分までの消費生活センターの運営で 1 日あたり 4 件程度の相談対応となっていることから、相談件数や相談内容について全数の分析（時間帯別・曜日別、相談内容の種類・難易度別、相談に基づく各種調整対応の状況など）を行い、適切な人員配置となっているのかの検証が必要と考える。

事業 9 少年相談員・補導員活動支援事業

視点別評価	貢献度	・市内において、夜間、街頭に集まる少年たちをほぼ見かけなくなっていることから、現状としては波及的・限定的な効果に留まる。	
	コストパフォーマンス	・事業費、業務量共に微増傾向にあることから、改善が必要。	
診断結果	○貢献度・コストパフォーマンスの両面から、 事業見直し ・少年を取り巻く犯罪・非行等の環境の大きな変化に対して、現在の少年相談員の年齢構成や活動内容は効果が限定的であり、抜本的な見直しが必要である。		
改善目標年次	・令和 7 年度までに、スマートフォンや SNS 等問題が悪化している青少年の犯罪・非行等の環境に有効な事業内容を検討し、令和 8 年度から事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。		
<p>・社会環境の変化やこれまでの少年の健全育成のための対策などが効果をあげたことにより、市内において、夜間、街頭に集まる少年たちをほぼ見かけなくなっていることから、従来の街頭巡回を基本とする少年相談員等の活動は費用対効果が低下している。一方、スマートフォンの普及と共に、SNS を通じた闇バイトなど犯罪に巻き込まれる危険の増加やいじめ問題が悪化するなど、少年を取り巻く犯罪・非行等の環境は、街頭巡回等従来の少年相談員等の活動では抑止できない。</p> <p>・よって、20 歳未満の青少年の犯罪・非行を未然に防ぐために必要かつ効果的な対策は、従来の街頭巡回による街頭での犯罪・非行の予防から、スマートフォンやパソコンを活用した犯罪・非行に取り込まれることを未然に防ぐための取組や、SNS 等によるネット上のいじめの加害者・被害者とならないための取組に大きく転換する必要がある。</p> <p>・なお、少年相談員及び春日警察署少年補導員大野城支部の約 80% が 60 歳代以上であることを踏まえ、スマートフォン等による犯罪・非行やいじめに対する防止対策を推進する人員体制についても検討が必要である。</p>			

事業 10 防犯灯整備・維持管理事業

視点別評価	貢献度	・夜間時間帯において、街頭犯罪の発生抑制に対し、 <u>直接効果を上げている</u> 。	
	コストパフォーマンス	・電気料金の値上げなどの中で、LED 化や電気料金支払の一括実施などの工夫により、コストを抑制しながら実施しており、 <u>特段問題がない</u> 。	
診断結果	○ 現状のまま継続 ・今後も現状の通り、地域からの要望を踏まえながら、客観的な基準に基づき事業を推進することが望ましい。		

改善目標年次	—
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、街頭の人通りが減り暗い場所での犯罪の危険性が増加する夜間時間帯において、街なかの暗がり減らすことで街頭犯罪の発生抑制に直接効果を挙げている。 ・新たな防犯灯の設置箇所については、地域からの要望に対して、区長と市職員が現地を確認した上で、概ね 10m先の人の顔や行動を明確に識別できる程度の明るさがないこと等の基準に基づき決定しており、適切に運用されているものと判断する。 	

(2) 取組：保育環境の整備と教育・保育の質の向上

ライフステージ	乳幼児期	方針	2 安心して子育てができる環境を整える
取組	1 保育環境の整備と教育・保育の質の向上		
所管課担当名	子育て支援課 保育所・幼稚園担当		
取組への講評			
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の影響で未就学児童数は減少傾向にあるが、保育所入所者数は増加を続けている状況にあり、安全・安心で需要に応じた保育環境の整備が必要な状況が続く。 ・令和6年度の3歳児以上の配置基準の見直しに加え、今後想定される1歳児の配置基準見直しや「こども誰でも通園制度」の開始により、更なる保育士不足が加速することが予測されることから、本取組で今後、対応を強化する必要がある重要課題は、保育士の確保である。 ・一方、取組として実施している事業の多くは、保育所や幼稚園、認定こども園を運営している法人に対する補助金による支援である。補助金の交付先である各法人の、保育事業、幼稚園等事業による事業収益の状況は、赤字から黒字まで大きな差が発生しているが、補助金の制度設計が法人の事業収益状況を反映していないことから、高い事業収益を上げている法人と赤字の事業収益の法人が同一の基準で補助金の交付を受けている。 ・限られた財源の中で、効果的・効率的に取組の目標を実現するためには、補助金制度に関して、事業収益の状況に応じてメリハリのある制度に見直すことで、特に施設整備に関する補助金総額を削減し、対応強化が必要な保育士の確保のための事業の拡充や新規事業のための財源に振り替えることが望ましい。 			

事業 11 私立保育所等運営支援事業

事務事業への講評											
視点別評価	貢献度	・私立保育所等の安全・安心な保育環境の維持に対し、 <u>直接効果を上げている</u> 。	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">コスト低</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">貢献度 高</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">◎</td> <td style="padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">△</td> <td style="padding: 5px;">★</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">貢献度 低</td> </tr> </table> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">コスト高</div> </div>	貢献度 高		◎	○	△	★	貢献度 低	
	貢献度 高										
◎	○										
△	★										
貢献度 低											
コストパフォーマンス	・私立保育所によって大きな差が発生している保育事業の収益状況が反映されていない現在の補助金制度を変更し、 <u>大幅なコスト改善が必要</u> 。										
診断結果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>縮小</u> ・各保育所の保育事業の収益に大きな差が発生している状況を反映した制度とすることで、より必要性の高い保育所、より高い有効性が期待できる対象に対する補助金に見直すことで、費用対効果の向上と事業費の削減を図る必要がある。										
改善目標年次	・令和7年度に検討・調整・制度変更等を行い、令和8年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。										
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、私立保育所等の安全・安心な保育環境の維持に対して補助金を交付することで、直接効果を挙げている。 ・一方、補助金交付対象である保育所等を運営する法人のうち、5法人の令和4年度の保育事業に係るサービス活動収益に対するサービス活動増減差額の比率を見ると、最低-1.4%（保育 											

事業が赤字) から最高 14.6% (保育事業が黒字) まで大きな差がある。また、サービス活動増減差額は、最低-3,232 千円 (保育事業が赤字) から最大 44,273 千円 (保育事業が黒字) まで大きな差がある。さらに、各法人に対する助成金額は、420 千円から 678 千円に分布している。

・この様に、保育所を運営する各法人の保育事業の収益状況に大きな差があるが、1 保育所当たりの助成金額は同水準となっている。本事業が補助金であることを踏まえると、限られた財源の中でより効果的な事業とするため、保育事業の収益状況等、各保育所及び各運営法人の経営状況を反映した制度に見直すことが望ましい。その結果、安全・安心な保育環境の確保のための施設整備に対する補助を主な目的とする本事業は縮小し、取組として重要な課題である保育士確保のための事業の拡充に財源を振り替えることで、総合として取組「保育環境の整備と教育・保育の質の向上」を推進することが望ましい。

事業 12 届出保育施設施設整備事業

視点別評価	貢献度	・保育を必要とする園児の受け入れ先となる届出保育施設の安全で健全な保育環境の確保及び保育内容の充実に対し、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・1 施設当たり及び全体の事業費が低額に抑えられており、コストを抑制しながら実施しているため、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	○現状のまま継続 ・年度途中の待機児童の発生が続く期間は、現状のまま継続することで問題ない。		
改善目標年次	—		
<p>・本事業は、届出保育施設の安全・安心な保育環境の維持に対して補助金を交付することで、直接効果を挙げている。</p> <p>・現在も、年度途中の待機児童は発生していることから、引き続き保育を必要とする園児の受け入れ先となる届出保育施設の安全かつ健全な保育環境の確保及び保育内容の充実が必要である。令和5年度の事業実績は備品購入補助3施設、交付金額 207 千円と低額に抑えられていることから、年度途中の待機児童の発生が続く期間は、現状のまま継続することで問題ない。</p>			

事業 13 認可保育所等保育士確保事業

視点別評価	貢献度	・全国の自治体で深刻な問題となっている保育士不足に対し、 <u>直接効果を上げている。</u> ・ただし、今後さらに保育士不足が深刻化する見込みであることから、 <u>更なる事業拡大が必要である。</u>	
	コストパフォーマンス	・少ない業務量で効率的にコストを抑制しながら実施しているため、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	○ <u>拡大・重点化</u> ・今後、さらに保育士不足が深刻化する見込みの中、現在の支援策に限らず、全国の自治体の事例も含めて有効性の高い新たな支援策など、事業の拡大による有効性向上を進める必要がある。		
改善目標年次	・令和7年度に現事業内容の効果検証や事例調査分析、保育士確保対策強化を検討し、令和8年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。		
<p>・令和6年度の3歳児以上の配置基準の見直しに加え、今後想定される1歳児の配置基準見直しや「こども誰でも通園制度」の開始により、更なる保育士不足が加速することが予測される中、本取組「保育環境の整備と教育・保育の質の向上」の最大の課題は、保育士の確保である。保育士資格取得者の不足、保育士の離職などから、保育士は自治体間で取り合いの状況と</p>			

なっている。

・将来に向けて必要な保育士を確保するため、福岡市等近隣自治体を始め全国の自治体の保育士確保のための施策を研究し、現在の事業の内容に留まらず、有効性の高い新たな事業を立案・拡充する必要がある。その際、高校生を対象とする保育士の職業説明会、潜在保育士の復職支援、人材派遣会社や保育士人材バンクの活用など、幅広い視点から先事例を調査分析すると共に、保育所に対する助成金を介した保育士確保策の場合は、助成金の全てが確実に保育士の処遇改善に直接反映されることが重要である。

事業 14 乳幼児健康支援一時預かり事業

視点別評価	貢献度	・病気で登園、登校できないこどもの安全・安心な保育環境に対し、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・少ない業務量で効率的にコストを抑制しながら実施しているため、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	○現状のまま継続 ・令和5年度から始まった他市との相互利用や利用料無償化等の制度変更の影響を分析した上で必要な改善等を行いながら、継続して実施することが望ましい。		
改善目標年次	—		
<p>・病気で登園、登校できないこどもを医療機関に併設した施設で預かることで、仕事等で家庭保育ができない保護者に対する支援効果を発揮している。</p> <p>・令和5年度から始まった他市との相互利用や利用料無償化等により利用者が増加している。今後は相互利用制度による影響等を分析し、問題があれば制度の改善・見直しに取り組む必要がある。</p>			

事業 15 私立幼稚園育成支援事業

事務事業への講評			
視点別評価	貢献度	・私立幼稚園・認定こども園の園具・教具の設置や購入、子育て支援事業など幼児教育・保育環境の維持・向上に対し、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・私立幼稚園等によって大きな差が発生している幼稚園等事業の収益状況が反映されていない現在の補助金制度を変更することで、 <u>大幅なコスト改善が必要。</u>	
診断結果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>縮小</u> ・大きな差が発生している各幼稚園等の事業収益状況を反映した制度とすることで、より必要性の高い幼稚園・認定こども園が対象で、より高い有効性が期待できる設備・備品・事業に対する補助金に見直すことで、費用対効果の向上と事業費の削減を図る必要がある。		
改善目標年次	・令和7年度に検討・調整・制度変更等を行い、令和8年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。		
<p>・本事業は、私立幼稚園、認定こども園教育及び保育の水準の向上に必要な経費の一部を補助することで、直接効果を挙げている。</p> <p>・一方、補助金交付対象である幼稚園・認定こども園を運営する法人のうち8法人の幼稚園等の事業に係るサービス活動収益に対するサービス活動差額の比率を見ると、最低-10.3%（幼稚園等の事業が赤字）から最高 19.5%（幼稚園等の事業が黒字）まで大きな差がある。また、サ</p>			

ービス活動収支差額は、最低-13,689千円（幼稚園等の事業が赤字）から最大51,419千円（幼稚園等の事業が黒字）まで大きな差がある。

- ・この様に、幼稚園・認定こども園を運営する各法人の幼稚園等事業の収益状況に大きな差があるが、全ての法人に同一の基準に基づく補助金が支出されている。本事業が補助金であることを踏まえると、限られた財源の中でより効果的な事業とするため、幼稚園等事業の収益状況等、各幼稚園・認定こども園及び各運営法人の経営状況を反映した制度に見直すことが望ましい。その結果、教育・保育の水準の向上のための施設整備等に対する補助を主な目的とする本事業は縮小し、取組として重要な課題である保育士確保のための事業の拡充に財源を振り替えることで、総合として取組「保育環境の整備と教育・保育の質の向上」を推進することが望ましい。

(3) 取組：ひとり親家庭等への支援

ライフステージ	乳幼児期	方針	4 すべてのこどもに必要な支援を行う
取組	3 ひとり親家庭等への支援		
所管課担当名	子育て支援課	子育て支援担当	
取組への講評			
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭は経済的な困窮度合いが高いことから、こどもを安全・安心に育てるための支援等環境整備が必要である。ひとり親家庭の中でも特に母子家庭は父子家庭と比較して就業による収入が少ない場合が多く、経済的困窮度合いは相対的に高い。 ・そのため、各種相談対応とともに、こどもの養育費を確実に確保できる環境整備が重要である。福岡県の令和3年度ひとり親世帯実態調査では、養育費を取り決めている割合53.2%、養育費を受給したことがある割合44.5%、大野城市の令和5年度児童扶養手当現況届におけるひとり親が母の場合の養育費の受取は25.4%である。 ・特に母子のひとり親家庭において、必要な養育費が確実に支払われることが重要であり、養育費の取決及びその公正証書の作成の重要性を広く女性に対して周知徹底することが必要である。 			

事業16 ひとり親家庭等相談事業

視点別評価	貢献度	・ひとり親家庭等が抱える様々な悩み・相談へ対応することで、自立に向けた支援として、 <u>直接効果を上げている。</u>	
	コストパフォーマンス	・相談件数が増加傾向にある中で、コストを抑制しながら実施しているため、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	○現状のまま継続 ・今後もコストを抑制しながら、増加するひとり親家庭等の悩み・相談に対応することで、ひとり親家庭の生活安定を支援することが望ましい。		
改善目標年次	—		
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の相談体制を整えることで、離婚に伴う精神的な負担を和らげ、様々な心配ごとや悩みの解消につなげ、ひとり親家庭の生活の安定に直接効果を挙げている。 ・相談件数は、新型コロナ禍前の令和元年度235件から、令和5年度281件と増加している。内訳は、既にひとり親となった市民からの相談件数226件、離婚前相談件数55件で、離婚前の相談も増加しており、本事業の周知が進んでいることが推測される。 ・今後も、離婚届提出時を含め様々な機会に本事業の周知を行うこと、相談対応時にDV発見を含め相談内容に基づき適切に必要な対応に繋げること、その結果相談に係る問題が改善・解消することに繋がるよう、事業を進めることが望ましい。 			

事業 17 ひとり親家庭養育費確保支援事業

視点別評価	貢献度	・母子のひとり親家庭の養育費確保に対し、 <u>直接効果を上げている。</u> ・ただし、事業開始後間もないため、事業の周知拡大による支援件数の増加を図る必要がある。	
	コストパフォーマンス	・事業費は補助金のみ、業務量は 60 時間程度となっており、 <u>特段問題がない。</u>	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>効果検証を行なった上で事業見直し</u> ・特に母子家庭の生活安定に重要な養育費確保を支援する事業であり、効果検証と課題分析を行い、より効果的・効率的な事業内容に見直す必要がある。		
改善目標年次	・令和 7 年度に令和 6 年度までの実績の効果検証・課題分析等を行い、令和 8 年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。		
<p>・特に経済的な困窮度合いの高い母子のひとり親家庭の養育費確保に対して、直接効果を挙げている。</p> <p>・令和 5 年度から開始した事業であり、これまでの実績に基づき事業の効果検証や課題の分析、必要に応じた事業内容の見直しが必要である。</p> <p>・また、本事業の利用を促進する前提として、そもそも対象となるひとり親が養育費に関する公正証書作成の重要性を認識している割合が非常に低いことが想定されることから、公正証書の重要性を周知徹底する取組を強化する必要がある。</p>			

(4) 取組：情報発信の強化

ライフステージ	全世代	方針	9 大野城市を知ってもらい、好きになってもらう
取組	2 情報発信の強化		
所管課担当名	プロモーション推進課 ふるさと広報担当		
取組への講評			
<p>・現状、広報、市公式ホームページ、市公式 SNS の運用など、市が実施している主な情報発信が漠然として行われており、どの情報発信手段も有効性が十分に検証できる状況にない。</p> <p>・各手段が同一の内容で情報発信するのではなく、情報発信の主な対象別（市民・市外住民の違い、若年層・壮年層・高齢層など年代の違い、等）に、どの手段をどの様に活用・機能させるのかを広報戦略として検討する必要がある。</p> <p>・そのためには、市が発信する情報に対する市民・市外住民のニーズ把握・分析、広報・市公式ホームページ・市公式 SNS の利用に関する詳細分析、他自治体等における各手段の成功事例の把握などを行い、その結果に基づき情報発信手段別の役割・機能、期待する効果、主なターゲット、紙面・画面・情報の構成などで構成する広報・広聴計画や、シティプロモーション計画を策定し、その内容に基づき各事業を抜本的に見直す必要がある。あわせて庁内での運用基準等を作成し、各手段の運用に関するノウハウの構築を含めて全庁・全組織に対する普及を行う。</p> <p>・その際、重要な視点は、各手段の目的・目標や主なターゲットの明確化、個々の市民・市外住民に対してパーソナライズされた情報の提供、各手段の情報及びその内容・量の役割分担、効果的・効率的な運用のための基準の明確化とノウハウの全庁展開、限られた経営資源（財源、職員業務量）の最適化である。</p>			

事業 18 広報作成・配布事業

視点別評価	貢献度	・情報収集・発信手段は多様化しており、以前に比べると、 <u>波及的・限定的な効果に留まる。</u> 今後は、 <u>広報紙のあり方を変えて行く必要がある。</u>	
	コストパフォーマンス	・月2回の発行や1回あたりの情報量が多いことにより、 <u>広報紙の発行に多くの業務量がかかっており、改善が必要。</u>	
診断結果	○ <u>貢献度・コストパフォーマンスの両面から、縮小</u> ・限られた予算や職員業務量の中で、SNS 等増加・多様化する情報発信手段を効果的・効率的に運用するため、本事業は発行回数、紙面ページ数、紙面情報量などを縮小する必要がある。		
改善目標年次	・令和6年度中に策定予定の広報・広聴計画に基づき令和7年度中に広報紙の新しいあり方を検討し、令和8年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。		
<p>・広報紙以外に、市公式ホームページ、市公式SNSなど、市から市民等への情報発信の手段は増加している。また、情報発信対象は、市民と市外居住者の違い、市民であっても児童・少年期、青年期、壮年期、高齢期などの違いがある。</p> <p>・このため、広報紙が主な情報発信手段として唯一最大であった時代と現代では、広報紙が担う役割は変える必要がある。また、情報発信手段が増えていることから、それらにかかる業務量も増加している。</p> <p>・以上より、以下の視点からの見直しが必要である。</p> <p>○他の媒体との役割分担に基づく主なターゲットの設定とそれに基づく紙面デザイン・内容の見直し</p> <p>限られた紙面に多くの文字情報を掲載する現在のデザイン・構成は、読み手にとっては分かりにくいので、より読みたくなるデザインに刷新すると共に、掲載する情報に基準を設定し全庁に周知した上で情報量を削減することで、より読みやすい内容とする。</p> <p>詳細情報は市公式ホームページに掲載することで、広報との情報重複を避ける。</p> <p>○市職員がプロモーション推進に業務量を割くために、本事業の業務量を削減</p> <p>月2回の発行を月1回に減らすことや、月2回の発行を維持する場合でも1回あたりのページ数を削減することで、業務量を減らす。</p> <p>紙面構成やデザインなどは、雑誌編集等の経験を有する会計年度任用職員の担当とするなど、正規職員の業務量を他の担い手に変更する。</p>			

事業 19 ホームページシステム保守運営事業

視点別評価	貢献度	・自ら目的を持って情報収集する市民等に対しての直接的な効果はあるものの、利用のしやすさには課題があり、 <u>波及的・限定的な効果に留まる。</u>	
	コストパフォーマンス	・情報発信に関する成果の情報・データが不十分であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○ <u>貢献度の面から、事業見直し</u> ・市の魅力や市民等が求める情報の発信に向け、利用しやすいサイトに改善する必要がある。		
改善目標年次	・令和6年度中に策定予定の広報・広聴計画に基づき令和7年度中にホームページの新しいあり方を検討し、令和8年度に事業見直しの上実施できるよう取り組むこと。		
・ホームページのアクセス状況（特にランディングページ）や検索結果に表示されたキーワー			

ドなどの情報を全庁で共有し活用することで、より利用者が求める情報の発信やアクセシビリティ等利用しやすいサイトとすることが重要である。

- ・現在のメニュー構成は所管組織別が中心で、ホームページ利用者の主な属性（市民・市外住民、世代、利用目的等）に応じたメニュー構成としては不十分であり、改善が必要である。

事業 20 SNS活用事業

視点別評価	貢献度	・効果的な情報発信に向けては、投稿の内容、時間・タイミングなど有効性を向上させる必要があり、現状は、 <u>波及的・限定的な効果に留まる。</u>	
	コストパフォーマンス	・情報発信に関する成果の情報・データが不十分であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・投稿の内容、時間・タイミングなどを工夫し、効果的な情報発信となるよう改善する必要がある。		
改善目標年次	・令和6年度中に策定予定の広報・広聴計画に基づき、令和7年度中にSNSの有効な情報発信のノウハウ等を全庁展開できるように取り組むこと。		
<p>・SNSを活用した情報発信の有効性を向上させるためには、投稿の内容、時間・タイミングなどに関するノウハウが重要である。プロモーション推進課が支援しながら庁内の成功事例を生み出し、その内容やノウハウの全庁共有を推進することで、各課のノウハウを向上させる必要がある。</p> <p>・特に庁内にノウハウが蓄積されていない状況では、SNSを有効に機能させるためには、庁内職員の知見・ノウハウだけでは不十分であり、外部の専門家に運用の支援を求めることも重要な選択肢である。</p>			

事業 21 コールセンター運営事業

視点別評価	貢献度	・職員負担の軽減に関しては直接かつ大きな効果を上げているが、市民の意見を施策に反映する広聴機能としては <u>効果の説明は困難である。</u>	
	コストパフォーマンス	・広聴機能に関する成果の情報・データが不十分であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・コールセンターで受け付けた問合せや苦情等を、全庁で政策検討に活かされず、広聴機能の有効性を大幅に強化する必要がある。		
改善目標年次	・令和6年度中に策定予定の広報・広聴計画に基づき、令和7年度中にコールセンターで受け付けた情報を全庁で活用できるように取り組むこと。		
<p>・コールセンターで受け付けた問合せや苦情は、政策検討に当たって貴重な情報である。全庁全組織が、問合せ内容と回答が蓄積されたFAQの内容はもちろんのこと、苦情内容に関する履歴情報を整理分析し、政策課題を明らかにすることができるよう、有用事例の創出と各組織における検討などの支援が望ましい。また、コールセンター要員に対して政策等に対する提言を求めることも有用と考える。</p> <p>・また、コールセンターの機能・役割や、運営による効果が庁内で適切に理解されていない状況を改善する必要がある。</p> <p>・なお、コールセンターに対するカスタマーハラスメントへの対応基準・内容の明確化と、コールセンター要員に対する周知徹底が必要である。</p>			

(5) 取組：人権が尊重される差別のない明るいまちづくり

ライフステージ	全世代	方針	2 人権を尊重し、男女共同参画を推進する
取組	1 人権が尊重される差別のない明るいまちづくり		
所管課担当名	人権男女共同参画課 人権男女共同参画担当		
取組への講評			
<p>・本取組を効果的、効率的に推進するためには、人権問題、同和問題、犯罪・非行をした人達に対する更生保護などに関心が低い・無い市民に対して、効果的・効率的な啓発・研修等の事業を実施することが重要である。</p> <p>・しかし、現状の事業のほとんどは、従来からのイベントや研修等を継続し、その結果、それらへの参加者の多くは従来から人権・同和問題等への関心が高い市民であり、重要な対象である関心が低い・無い市民の参加は限定され、取組の推進に対して貢献度が低い状況にある。</p> <p>・取組を推進するためには、国が組織縦割りで実施を求める人権問題等の事業をそのまま展開するのではなく、大野城市としての創意工夫のもと、他の課などが実施する人権問題等とは全く関係の無い事業と連携した啓発・研修の実施など、人権問題等に関心が低い・無い市民が無意識のうちに啓発・研修に参加している状態をつくるなど、事業の抜本的な見直し改善が必要である。</p>			

事業 22 人権週間事業

視点別評価	貢献度	・最も対象とするべき人権問題に関心が低い市民に対して効果がほとんど認められず、 <u>想定していた効果を上げていない。</u>	
	コストパフォーマンス	・人権問題に関心が低い市民に対する成果の情報・データが不十分であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>他事業と統合</u> ・人権問題に対する関心が低い・無い市民が参加する事業とするために、人権週間に実施する現在の形態は抜本的に見直すとともに、事業 23 人権擁護啓発事業と統合する必要がある。		
改善目標年次	・令和 7 年度中に他部署が所管する事業との共催等連携方法を検討し、令和 8 年度中に実施できるように取り組むこと。令和 8 年度から事業 23 人権擁護啓発事業と統合すること。		
<p>・法務省が定める人権週間に実施する人権に係る講演会、標語展などのイベントへの参加者は、人権問題の解消に対して一定程度以上、前向きな考えを持ち行動を実践している人がほとんどと考えられる。そのため、成果指標に設定されている講演会参加者アンケートで理解できたと回答した割合が 100%であることは、本事業の有効性を示すものではない。</p> <p>・本事業が主な対象とするべき属性は、人権問題を正しく理解していない、人権問題の解消に前向きな考えを持っていないなど、人権問題に対する関心が低い・無い市民であるが、そのような市民等が人権週間に開催される人権問題をタイトルとするイベント等に能動的に参加することは、ほぼ期待できない。よって、本事業の取組推進に対する貢献度は、極めて限定的と考える。</p> <p>・このような人権問題に対する関心が低い・無い市民に、啓発等を目的とする事業に参加してもらうためには、人権問題をテーマとする事業ではなく、他のテーマ・目的の事業に参加した人に対して、人権問題に関する啓発等を付加して実施するなど、別の事業としての取組が有効である。人権週間の実施するイベントについて、映画、芝居、コンサートなどの企画で集客を目指す試みは、他自治体でも実施されている手法ではあるが、費用対効果の面での課題が懸念される。</p>			

事業 23 人権擁護啓発事業

視点別評価	貢献度	・最も対象とするべき人権問題に関心が低い市民に対して効果がほとんど認められず、人権相談会など一部活動を除き、 <u>波及的・限定的な効果に留まる。</u>	
	コストパフォーマンス	・人権問題に関心が低い市民に対する成果の情報・データが不十分であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>他事業と統合</u> ・事業 22 人権週間事業と統合する必要がある。人権問題に対して関心が低い・無い市民に対する啓発・研修の抜本的な有効性の改善と、学校・中学校を通じて児童・生徒に協力を仰ぐ事業の負担軽減が必要である。		
改善目標年次	・令和 7 年度中に啓発・研修の有効性の抜本的な改善方法等を検討し、令和 8 年度中に実施できるように取り組むこと。令和 8 年度から事業 22 人権週間事業と統合すること。		
<p>・事業 22 人権週間事業と本事業は、前者は人権週間に実施する事業、後者は人権擁護委員が関与する事業の違いはあるが、どちらも人権に関する啓発・研修や人権問題の解消を目的とする各種取組に関する事業であり、両者を別の事業として実施する意味は低い。そのため、事業 22 人権週間事業と本事業を統合し、人権週間という期間に制約された取組を最小限とした上で、効果的・効率的な啓発事業とすることが望ましい。</p> <p>・人権の花運動など国からの委託事業は、委託内容に即して効果的・効率的に実施する。市の事業である人権啓発パネル・ポスター展等のうち、小学校・中学校を通じて児童・生徒に協力を仰ぐ事業は、他にも税に関する標語・ポスターの作成など国の機関の縦割りで実施要請される他の事業を含めて、教員や児童・生徒の過剰な負担とならないように調整して、必要な範囲で実施することが望ましい。</p> <p>・なお、人権に関する啓発・研修のうち、人権問題に対して関心が低い・無い市民に対する事業は、人権をテーマ・主目的とするものでは集客面で効果が期待できないことから、事業 22 人権週間事業の講評で記載の通り、他の課等の組織が主体的に実施する多様な市民が参加する事業に相乗りする形式で、新たな事業を企画実施することが望ましい。</p> <p>・本事業の一環として実施されている「子どもの人権 SOS ミニレター」の内容は、筑紫地区内の小中学生から、いじめ等の相談の手紙が寄せられるものであり、児童・生徒のいじめの実態や発生状況を分析するために有益な情報であることから、筑紫人権擁護委員協議会から情報を入手し活用した上で、教育委員会のいじめ問題の所管部門や小中学校の現場と共有することが望ましい。</p>			

事業 24 社会を明るくする運動推進事業

視点別評価	貢献度	・一般市民のほとんどが、社会を明るくする運動の目的・趣旨を理解していないものと考え、 <u>効果の説明は困難である。</u>	
	コストパフォーマンス	・保護司の活動支援などといった事業の目的に対する成果の情報・データが不十分であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・更生保護の担い手である保護司の活動の支援に有効な事業に改善する必要がある。 ・事業名称についても、市民に事業内容が伝わりやすい名称に変更する必要がある。		
改善目標年次	令和 7 年度中に事業名称を含め一般市民に対して啓発効果の大きい事業内容への		

	改善方法を検討し、令和8年度中に関係各課等と調整し実施できるように取り組むこと。
	<p>・そもそも、本事業の具体的な対象である一般市民のほとんどは、7月の強調月間のメイン事業である「社会を明るくする運動大野城市民大会（社明大会）」を含め、「社会を明るくする運動」が何を目的・目標としているのか名称からは全く理解できないことから、事業の名称を変更する必要がある。「社会を明るくする運動」は、法務省が名称を定め全国的に推進している運動だとしても、本事業は自治事務であり、大野城市がより適した名称・内容に変更する権限を有している。事業の目的として、犯罪や非行をした人が再び過ちを犯さないため地域住民が立ち直ろうと努力する人を受け入れ見守ることの促進と、更生保護の担い手である保護司の活動の理解普及と支援が挙げられることから、取組推進に対する本事業の貢献度を高めるためには、少なくともこれらを直接理解できる事業名称に変更する必要がある。</p> <p>・また、これらの目的を推進するためには、更生保護の担い手である保護司を支える主体として民生委員・児童委員など地域の福祉の担い手と連携して進めることが効果的・効率的である。さらには犯罪等をした人たちの更生保護を進めることは、全世代一方針4－取組3 犯罪が起きにくいまちづくり にも有効であり、防犯活動推進事業等との連携による費用対効果の向上に取り組むことも有用である。</p> <p>・国が組織縦割りで各種施策の実施を自治体に求めてきても、市として縦割りで非効率な事業を実施する必要はなく、関連部署と連携しながら創意工夫し効果的・効率的な事業に抜本的に見直すことが望ましい。</p> <p>・なお、本事業の一環として作文コンテストが実施されているが、前述事業23人権擁護啓発事業講評に記載の通り、小学校・中学校を通じて児童・生徒に協力を仰ぐ事業は、他にも税に関する標語・ポスターの作成など国の機関の縦割りで実施要請される他の事業を含めて、教員や児童・生徒の過剰な負担とならないように調整して、必要な範囲で実施することが望ましい。</p>

事業 25 人権・同和問題啓発事業

視点別評価	貢献度	・最も対象とすべき人権問題に関心が低い市民に対して効果がほとんど認められず、 <u>想定していた効果を上げていない。</u>	
	コストパフォーマンス	・人権問題に関心が低い市民に対する成果の情報・データが不十分であり、 <u>コストパフォーマンスの検証は困難である。</u>	
診断結果	○貢献度の面から、 <u>事業見直し</u> ・人権問題に対する関心が低い・無い市民が参加する事業とするために、研修内容を一般的な市民が隙間時間に視聴できる動画などに見直す必要がある。		
改善目標年次	・令和7年度中に他部署が所管する事業との共催等連携方法や有効性の高い研修動画のあり方等を検討し、令和8年度中に実施できるように取り組むこと。		
<p>・事業22人権週間事業、事業23人権擁護啓発事業と同様に、本事業が取組の推進に対する貢献度を向上させるためには、人権・同和問題に対して関心が低い・無い市民が研修会等に参加する必要がある。しかし、コミュニティ別人権・同和問題研修会への参加者のほとんどは地域活動関係者で、それ以外の一般的な市民はほぼ参加していない状況にあり、取組の推進に対する貢献度は低い。</p> <p>・これまで参加しなかった一般的な市民に参加してもらうためには、これまでの集合型の研修会では困難であり、動画によるオンライン研修の方が、まだ参加してもらえる可能性はある。その場合でも、長時間の研修動画を受講する一般的な市民はほぼ存在しないものと考えられることから、YouTube や TikTok など視聴回数が多い短い時間の動画で構成した教材とすることで、一般的な市民が隙間時間に視聴できる環境を整備するなど受講の障壁を除去する工夫が必要である。また、事業22人権週間事業、事業23人権擁護啓発事業の講評に記載の通り、人権・同和問題に対する関心が低い・無い一般的な市民に、研修を受講してもらうためには、人権問</p>			

題をテーマとする研修ではなく、他のテーマ・目的の研修の受講者に対して、人権問題に関する研修内容を付加して実施するなど、別の事業としての研修が有効である。

- ・なお、動画教材の編集を市職員が行っている場合は、動画編集のスキル・ノウハウが不足し、過剰な時間を浪費することに繋がることから、プロモーション推進課など庁内で動画編集を行っている部署と連携し、動画編集のスキル・ノウハウを有する会計年度任用職員の確保・活用など、業務の効率化に取り組む必要がある。

事業 26 人権・同和問題教育研修事業

視点別評価	貢献度	・主な対象である市職員等に対しては、 <u>直接効果</u> を上げている。	
	コストパフォーマンス	・コストが増加しているが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、対面での研修が再開されたことなどにより、コロナ禍前の水準に戻っているものであるため、 <u>特段問題がない</u> 。	
診断結果	<p>○現状のまま継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市職員、教職員、大野城市人権・同和教育研究協議会会員に対する教育研修を継続することが望ましい。 ・なお、職員業務量の削減によるコストパフォーマンスの改善に取り組むこと。 		
改善目標年次	—		
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の主な対象が市職員、教職員、大野城市人権・同和教育研究協議会会員であり、これまで同様に市が主体となって教育研修に取り組むことが望ましい。 ・なお、事業の一環として人権・同和問題教育図書（リベラシオン）が購入され、学校及び人権男女共同参画課に配架されているが、特に学校に配架された図書が有効活用されている可能性が低いことから、人権男女共同参画課の担当職員が図書を読み重要な内容を要約した資料を各学校に配布するなど、図書の有効活用を促進する取組が必要である。 ・なお、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、対面での研修が再開されたことにより、参加調整のため職員業務量が増加している。職員業務量の削減によるコストパフォーマンスの改善に取り組むこと。 			

(6) 取組：地域に根ざした親子時間の充実支援

ライフステージ	乳幼児期	方針	3 こどもたちのすこやかな成長を支援する
取組	1 地域に根ざした親子時間の充実支援		
所管課担当名	こども・若者政策課 こども政策担当		
取組への講評			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業 27 子ども情報センター運営事業、事業 29 公民館親子サロン運営支援事業、事業 30 ぞうさんひろば事業は、全て「未就学児とその保護者で、特に幼稚園や保育園に通わせておらず、こどものすこやかな成長に不安を感じる保護者」を対象とした類似事業であり、実施場所が子ども情報センター、公民館、コミュニティセンターと異なることが、主な違いである。 ・取組の重要な対象である「未就学児とその保護者で、その中でも特にこどもの心身の成長に関する悩みや育児に不安を抱えており、どこにも相談できない保護者」がどの程度参加しているのか、重要な対象のうちいずれにも参加していない保護者の人数や参加しない要因、参加している実人数や各事業への重複参加の状況、地区による参加率の偏りなどを分析することで、これら3事業を今後、どの様に運営していく必要があるのか、改善・見直しが必要なポイントは何かなどを明らかにする必要がある。 ・これらの分析を通じて、3事業を総合して、効果的・効率的な事業に見直していくことが 			

望ましい。また、育児に悩みや不安を抱えていながらどこにも相談できない保護者の実態とその要因を分析し、3事業への参加促進策や3事業以外の事業による対応など進める必要がある。

事業 27 子ども情報センター運営事業

視点別評価	貢献度	・居場所、遊び場として利用している未就学児とその保護者に対し、 <u>直接効果</u> を上げている。	
	コストパフォーマンス	・開催日一日当たりのコスト及び利用者一人当たりのコストが低くかつ改善しており、 <u>良好</u> である。	
診断結果	○現状のまま継続 ・今後も現在の事業の内容・実施方法を継続することが望ましい。		
改善目標年次	—		
<p>・未就学児とその保護者に居場所、遊び場を提供する親子サロンや、子育て応援フロアの運営を通じて、取組の推進に対して直接貢献している。</p> <p>・一方、本事業に特に参加してもらいたい対象は、「未就学児とその保護者の中でも特にこどもの心身の成長に関する悩みや育児に不安を抱えており、どこにも相談できない保護者」である。本事業の参加者は、悩みや不安の解消等の成果を上げているが、参加していないこどもの心身の成長に関する悩みや育児に不安を抱えている保護者に対して、参加を促進すると共に、本事業以外の別の事業によって相談対応等の支援を行う必要がある。</p> <p>・なお、親子サロンの利用は市民以外でも可能であるが、今後利用者の増加により問題が発生する場合には、市民の利用に限定する必要がある。</p>			

事業 28 ブックスタート事業

視点別評価	貢献度	・参加した約7割の親子に対し、 <u>直接効果</u> を上げている。	
	コストパフォーマンス	・会計年度任用職員の人件費の増加により、参加者1組当たりのコストが悪化しており、 <u>改善が必要</u> 。	
診断結果	○コストパフォーマンスの面から、 <u>事業見直し</u> ・参加者1組当たりのコストの悪化の改善策を検討する必要がある。 ・また、本事業に参加していない約3割の対象者に対して、参加率向上のための事業の改善・見直しが必要である。		
改善目標年次	・令和7年度中に参加していない親子に参加してもらうための改善策を検討し、令和8年度中に実施できるように取り組むこと。		
<p>・対象者の約7割程度が参加している事業であり、参加した親子に対しては、絵本の読み聞かせを行うことで楽しく触れ合える時間ができ、「育児を楽しんでいる割合」が増加するなど、取組の推進に対して直接貢献している。</p> <p>・一方、対象者の約3割が参加していないことから、所管課が検討しているとおり、まどかぴあ図書館で実施し図書司書による読み聞かせ・絵本配付を行う、こども家庭センターが行う全戸訪問時に保健師から絵本配付を行うなど、参加率向上のための改善・見直しが望ましい。</p>			

事業 29 公民館親子サロン運営支援事業

視点別評価	貢献度	・居場所、遊び場として利用している未就学児とその保護者に対し、 <u>直接効果を上げている</u> 。	
	コストパフォーマンス	・公民館が主体的に実施しており、 <u>良好である</u> 。	
診断結果	○現状のまま継続 ・今後も現在の事業の内容・実施方法を継続することが望ましい。		
改善目標年次	—		
<p>・公民館が主催する未就学児とその保護者に居場所、遊び場を提供する親子サロンに対して、市は子育て応援指導員（保育士有資格者）の派遣等を通じた支援を実施しており、市域全体で親子の居場所づくりに貢献している。</p> <p>・公民館によっては、担い手不足から十分に開催できない場合もあり、今後も継続して開催を支援することが望ましい。</p>			

事業 30 ぞうさんひろば事業

視点別評価	貢献度	・居場所、遊び場として利用している未就学児とその保護者に対し、 <u>直接効果を上げている</u> 。	
	コストパフォーマンス	・開催日一日当たりのコスト及び利用者一人当たりのコストが低く、 <u>特段問題はない</u> 。	
診断結果	○現状のまま継続 ・今後も現在の事業の内容・実施方法を継続することが望ましい。		
改善目標年次	—		
<p>・コミュニティセンターが実施する未就学児とその保護者に居場所、遊び場を提供する事業であり、運営は事業者へ委託している。</p> <p>・委託事業者は、3年間の契約期間に対して競争入札により選定しているが、効果的・効率的な事業とするために、プロポーザル方式を導入することも検討課題と考える。</p>			

(7) 取組：こどもの居場所づくり

ライフステージ	児童・少年期	方針	4 こどもたちが健全に成長できる環境を整える
取組	1 こどもの居場所づくり		
所管課担当名	こども・若者政策課 居場所づくり担当		
取組への講評			
<p>・市行政が貴重な経営資源（財源、職員の労働力）を投じて、安全・安心な居場所を確保する必要性が高いのは、小学生・中学生・高校生である。少なくとも18歳以上の成人については、自らの責任と選択により居場所を確保すれば十分である。</p> <p>・一方、小学生は小学校やより自宅に近い公民館での居場所の確保、中学生・高校生は街中でたむろすることで不良行為や非行に巻き込まれることを防止したり、不登校やひきこもりを改善するために、自宅や学校以外で安全・安心な居場所を確保することが望ましい。</p>			

事業 31 青少年の居場所運営事業

視点別評価	貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、<u>直接効果を上げている</u>。 ・ただし、対象者全体の中でどの程度の割合が利用しているのか等不明であり、一部の青少年に限定されていることが予想される。 	
	コストパフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> ・相当な職員の業務量を投入して実施しており、<u>改善が必要</u>。 	
診断結果	<p>○コストパフォーマンスの面から、<u>事業見直し</u>（運営方式についても再検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当な職員の業務量を投入して実施しており、改善が必要である。 ・成人である 18 歳から 29 歳までの青少年も対象としている意図を改めて検討し、市職員が中心となった運営から、青少年が主体となった運営方式への移行を推進する必要がある。 		
改善目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度までに青少年が主体となった運営方式への移行方法を検討し、令和 8 年度中に実施できるように取り組むこと。 		
<p>・本事業の主な対象は、中学生・高校生のうち何らかの居場所を求めている人たちである。また、18 歳から 29 歳までの青少年も形式的には対象ではあるが、成人した市民に対して市行政が公費で居場所を確保する必要性は極めて低い。</p> <p>・本事業は令和 2 年 3 月に開始した比較的新しい事業だが、その背景として、2010 年代に入りインターネットの普及により中学生・高校生を取り巻く環境が変化したことや、不登校やひきこもり等の問題が拡大していることから、自宅や学校以外に日常的に安全で安心して過ごせる居場所を確保することで、青少年が不良行為や非行を行うことを防止する狙いがある。また 18 歳以上の青年が中学生・高校生の安全・安心な居場所づくりに参画することで、従前から実施されている青少年リーダーを育成する事業を補完し、青年が少年の健全育成に貢献する狙いもある。</p> <p>・以上より、現在の市職員が主体となった居場所の運営は、事業開始時の過渡的な方法と考え、今後は、市職員が中心となった運営から、青少年が主体となった運営方式への移行を目指し、自分たちの居場所を自分たちも参画して安全・安心に運営することを誘導・促進する運営に進化させることが望ましい。そうで無ければ、18 歳以上の成人も利用可能な居場所に市行政が職員人件費と事業費を投入する理由・価値が低下する。</p> <p>・なお、本居場所の利用者は、一部の青少年に限定されていることが予想されることから、利用しない多くの青少年の日常の居場所や本居場所の利用に対するニーズの有無等を調査分析すると共に、本居場所を利用している中学生・高校生と 18 歳以上の成人（大学等教育機関への就学者、就業者、無職等の属性別）の利用目的・運営に対する要望・利用者が主体となった運営のあり方等に関する意向を調査分析することで、本居場所の役割・機能を明らかにすることも必要である。</p>			

事業 32 放課後子ども教室(アンビシャス広場)事業

視点別評価	貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所として使用する児童に対し、<u>直接効果を上げている</u>。 	
	コストパフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料は増加しているが、利用者数の増加により、利用者一人当たりのコストは改善しており、<u>特段問題がない</u>。 	
診断結果	<p>○<u>廃止・休止及び新規事業の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業自体の状況は良好であるものの、市ではランドセルクラブ等の新たな事業を実施しており、このままアンビシャス広場を市の事業として継続することは、 		

	<p>過剰サービスともいえる。</p> <p>・市の事業としては廃止し、各コミュニティが自主事業として実施する方式に変更することが望ましい。</p>
改善目標年次	<p>・令和7年度までに公民館における子どもの居場所の検討を行い、令和8年度中に本事業を廃止し新たに公民館で実施できるように取り組むこと。</p> <p>・本事業は、小学生の放課後の安全・安心な居場所の一環として、取組の推進に対して直接、効果を挙げている。</p> <p>・一方、福岡県が展開してきたアンビシャス広場事業は、県事業としては令和5年3月に終了しており、それに伴い大野城市では学校で実施していたアンビシャス広場をコミュニティセンターに移行し、学校ではランドセルクラブに切り替えている。このため、従来、アンビシャス広場として小学生の居場所を提供してきたものが、ランドセルクラブとして引き続き提供されており、このままアンビシャス広場を市の事業として継続することは、過剰サービスともいえることから、現在、各コミュニティのアンビシャス広場運営委員会に委託して実施している本事業は廃止したうえで、各コミュニティが自主事業として実施する方式に変更することが望ましい。</p> <p>・なお、小学生の自宅により身近な居場所として公民館を明確に位置づけることで、小学生の放課後の居場所は、実態としては拡充・充実することとなる。</p>

(8) 取組：ゼロカーボンの推進

ライフステージ	全世代	方針	5 市民総ぐるみで共生・循環型社会を構築する
取組	1 ゼロカーボンの推進		
所管課担当名	循環型社会推進課 ゼロカーボン推進担当		
取組への講評			
<p>・2050年ゼロカーボンの達成は、日本国民及び国内事業者共通の必ず達成しなければならない重要な目標であり、全ての市民・市内事業者も達成に向けた取組を強力に推進する責務を負っている。</p> <p>・しかし、2050年の目標達成に向けた中間年度の2030年度の目標達成は、現時点では困難な状況にある。その要因は、市民・市内事業者共に、ゼロカーボン達成に向けた取組強化の必要性を自分事として捉えている割合が低いことが推測される。このため、再生可能エネルギー普及促進のための補助金事業があっても、十分に活用されていない状況が確認されている。</p> <p>・今後は、高齢者から若者まで全ての市民、大企業から零細事業者まで全ての市内事業者が、全ての活動で省エネルギーの取組強化、再生エネルギーの活用強化、自家用車から公共交通等へのシフト、廃棄物の削減などを強化するように、意識を抜本的に変え行動変容を徹底させる必要がある。</p>			

事業33 再生可能エネルギー普及促進事業

視点別評価	貢献度	<p>・再生可能エネルギーの普及に対し、直接的な効果はあるものの、ゼロカーボン達成に向けては、<u>波及的・限定的な効果に留まる。</u></p>	
	コストパフォーマンス	<p>・補助件数の増加に伴い、補助件数一件当たりのコストは改善しており、<u>特段問題がない。</u></p>	
診断結果	<p>○貢献度の面から、<u>事業見直し</u></p> <p>・補助件数は増加しているが環境基本計画の目標値を下回っており、温室効果ガス削減の2030年度目標達成が厳しい状況にあるので、補助件数の増加を図る必要がある。</p>		

改善目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までに補助金を利用した再生可能エネルギー機器の設置等が進まない要因を調査分析し、令和8年度中に改善実施できるように取り組むこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量をゼロとするゼロカーボンの実現は、世界共通の重要な目標であり、日本も2050年までにゼロカーボンの実現を目標としている。このため、市民及び市内事業者も、ゼロカーボンの実現に必要な省エネルギーの一層の推進や再生可能エネルギーの活用拡大に取り組む責務を負っている。 ・一方、ゼロカーボンの実現に向け、本市は市域における温室効果ガスの排出量について、2030年の目標30.9万トンを設定しているが、2020年度の排出量46.7万トンまでの推移から推計した2030年度の排出量は43.2万トンであり、これまでの取組では2030年度の目標達成は極めて困難な状況にある。よって、市民は家庭部門や運輸部門、廃棄物部門での温室効果ガスの排出量削減を強力に推進し、市内事業者は業務部門や産業部門、運輸部門、廃棄物部門での排出量削減を強力に推進する責務を負っている。 ・本事業は、市民及び市内に事業所を有する法人が対象で、再生可能エネルギー機器や次世代自動車等の設置・購入に当たって補助金により支援する事業であり、取組の推進に対して直接効果を挙げている。しかし、補助件数は環境基本計画の目標値を下回っており、補助金の活用を含め、市民及び市内事業者が再生可能エネルギー機器の設置や次世代自動車の普及を一層推進する必要がある。 ・補助金を利用した再生可能エネルギー機器の設置等が進まない要因を調査分析し、より設置等が進むように事業の内容を改善・見直す必要がある。

(9) 取組：自然環境と生物多様性の保全

ライフステージ	全世代	方針	5 市民総ぐるみで共生・循環型社会を構築する
取組	3 自然環境と生物多様性の保全		
所管課担当名	循環型社会推進課 ゼロカーボン推進担当		
取組への講評			
<ul style="list-style-type: none"> ・本市で自然環境が損なわれる主な要因は、民間事業者による開発行為であり、自然環境の保全や生物多様性の保全のためには、民間事業者の開発行為を抑制することが最も効果的である。 ・一方、取組の手段として実施されている環境教育は、自然環境及び生物多様性の保全のためだけに実施されるべきものではなく、広く本市の環境分野の重要な問題の改善・解消のために実施するべきである。その視点からは、世界共通の責務であるゼロカーボンの実現のために優先して環境教育を推進することが望ましい。その上で、付加的なテーマとして自然環境と生物多様性の保全に係る環境教育も実施する位置づけが望ましいと考える。 			

事業34 しぜん・いきもの環境教育事業

視点別評価	貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における環境教育の受講者に対しての直接的な効果はあるものの、市民全体への啓発としては、<u>波及的・限定的な効果に留まる</u>。 	
	コストパフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から実施の事業であり、<u>コストパフォーマンスの検証は困難である</u>。 	
診断結果	<ul style="list-style-type: none"> ○貢献度の面から、<u>事業見直し</u> ・共生・循環型社会の構築に向けた最重要課題は、温室効果ガスの削減であり、2030年度の削減目標の達成が厳しい中、環境教育についてもテーマを見直す必要がある。 		
改善目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度中に「方針5 市民総ぐるみで共生・循環型社会を構築する」ために優先的に取り組むべき環境教育の内容を検討し、令和8年度から改善実施でき 		

	るように取り組むこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた経営資源（財源、職員の労働力）の中で、「方針5 市民総ぐるみで共生・循環型社会を構築する」を効果的・効率的に推進するために、本事業の費用対効果を向上させる改善・見直しが必要である。 ・環境教育は2000年代から継続して実施されてきており、これまでの環境教育の効果が十分に発現されていることを踏まえると、本市の環境分野における重要な問題の改善・解消を優先した主要な対象とテーマを設定し、現状の経営資源の中で教育効果を高める努力が必要である。

(10) 取組：心のふるさと館を核としたまちづくり

ライフステージ	全世代	方針	8 歴史と文化を大切にし、「ふるさと意識」を醸成する
取組	2 心のふるさと館を核としたまちづくり		
所管課担当名	心のふるさと館 ミュージアム担当		
取組への講評			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民のふるさと意識の醸成や、市外住民に大野城市に関する知識・認識を高めるために、心のふるさと館がどの様に効果を挙げているのか、問題や改善方策が何かの分析を十分に実施するための情報が収集されていない。 ・まずは、心のふるさと館に対する市民及び市外住民の認識や来館状況、来館したことによる効果等の分析を行い、より施設が有効性を高めるように取り組む必要がある。 			

事業 35 心のふるさと館企画展事業

視点別評価	貢献度	・特別展・企画展の観覧者の3/4が市外居住者であり、 <u>波及的・限定的な効果に留まる。</u>	
	コストパフォーマンス	・新型コロナ禍による行動制限が解除された影響から観覧者数が増加しているものの、業務時間及び事業費が増加傾向にあるため、 <u>改善が必要。</u>	
診断結果		○貢献度・コストパフォーマンスの両面から、 <u>事業見直し</u> ・市民のふるさと意識の醸成に対する特別展・企画展の効果分析や問題及び改善方策の検討ができていない状況にあることから、早急に情報収集・分析を実施した上で改善に取り組む必要がある。 ・現在、年間で事業費約5,000万円、業務量約6,000時間を投入している状況である。改善には、事業費・業務時間の削減も視野に入れて取り組む必要がある。	
改善目標年次		・令和7年度中に特別展・企画展に関する情報収集と問題及び改善方策の検討を実施し、令和8年度から改善実施できるように取り組むこと。	
<ul style="list-style-type: none"> ・現状、特別展・企画展の観覧者に関して、特別展等の展示内容と観覧者の内訳など基本的なデータは取得できているものの、観覧者が特別展等を観覧したことによるふるさと意識の醸成等の効果などを十分に分析するための情報収集が不十分な状況にある。そのため、市民のふるさと意識の醸成に対する特別展・企画展の効果分析や問題及び改善方策の検討ができない状況にある。 ・まずは、特別展・企画展の観覧者及び観覧による効果を検証するための客観的・定量的な情報収集に取り組み、収集した情報を分析する必要がある。その上で、効果分析及び費用対効果向上や、取組の推進に対する有効性の向上のための改善・見直し方策を検討・実施することが望ましい。 			

3 令和6年度施策マネジメント診断全体に関する指摘事項と令和7年度に向けた改善点

今年度の実施結果に基づく診断全体に関する指摘事項と、来年度に向けた改善点は、以下の通りである。

① 診断の目的や仕組みに対する理解、取組姿勢の視点

1) EBPMの考えに基づく診断に必要な情報の収集について

- ・今年度、再構築した施策マネジメント診断では、「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」を新たな診断の視点の一つとして診断を行った。この診断は、施策の対象が抱える問題とその発生要因を分析・特定した上で、問題の発生要因の改善・解消に対する、事務事業の有効性を分析・評価するものであり、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、客観的な証拠・根拠に基づく政策立案）の一環としての取組である。
- ・このため、施策の対象が抱える問題及びその発生要因や、事務事業の有効性の分析に必要な客観的な証拠・根拠となる様々な関連情報の収集と蓄積が必要であるが、今年度は診断再構築の初年度であり、ほとんどの所管課は情報が不足している状況だった。そのため、不十分な情報や証拠・根拠に基づき診断せざるを得ない場合が多かった。
- ・今後は、関連情報の収集のためには時間・労力・コストの投入が必要であることを踏まえ、情報の収集・活用の費用対効果を考慮しながら、順次、必要性の高い情報から優先して日常的に収集・整備を継続する必要がある。

2) 診断に係る2つの視点の理解について

- ・今年度、再構築した施策マネジメント診断で導入した、新たな診断の2つの視点「上位施策（後期基本計画の取組）への貢献度」と、「コストパフォーマンス」は、所管課職員に考え方が十分浸透していない。このため、事前の管理職等を対象とした職員研修や、一次診断に当たっての所管課に対するヘルプデスク（個別相談会）を通じて、職員の理解促進に取り組んだが、現状として適切な診断に必要な理解が進んだ職員は一部に留まっている。
- ・今後は、新たな診断の2つの視点が、市民等が抱える問題の改善解消に対する施策・事務事業の有効性の向上と、限られた経営資源の中での事務事業の費用対効果の向上に不可欠な考え方であることを踏まえ、今後も継続した職員研修やヘルプデスク、二次診断ヒアリング等を通じて、より多くの職員の理解を促進する必要がある。

3) 限られた経営資源を前提とした事業再整理の推進について

- ・第五期公共サービスDOCK事業における施策マネジメント診断の課題を踏まえ、今期は、全庁的な事業再整理（事務事業の廃止やリニューアル）につながる事務事業に対する診断を強化した。特に主要な行政経営資源として財源と職員労働力に制限がある中で、施策の目的・目標の進捗（施策対象が抱える問題の改善・解消）に効果的・効率的に取り組むためには、事業再整理は極めて重要であり、その起点となる所管課の管理職（課長）が正しく理解し積極的に推進する必要がある。
- ・しかし、一部管理職（課長）の中には、財源及び職員労働力に制限があり逼迫しているこ

とや、施策を取り巻く社会経済環境の変化や大野城市内における問題等の変化を考慮することなく、抜本的な見直し等の必要性が高い事務事業であっても、軽微な見直しで継続しようとする姿勢が見受けられた。部下職員が、事務事業の現状に疑問を有し、積極的に事業再整理に取り組もうとしていても、管理職が現状維持を前提とした姿勢であれば、部下職員の前向きな取組を阻害してしまう。

- ・ 今後は、管理職や次の管理職候補である係長職、将来の管理職候補である中堅職員まで、事業再整理の必要性と、限られた経営資源の中で市民等に対する公共サービスの向上への有効性の理解を徹底する必要がある。さらに、特に管理職に対しては、部下職員の繁忙緩和のための組織マネジメントのためにも事業再整理を推進する責務を負っていることを徹底する必要がある。

② 技術的な視点

1) 指標について

- ・ 今回の診断では、従来から設定・運用されてきた事務事業毎の活動指標・成果指標と、新たに設定した状態指標（施策の対象の問題状態を定量的に示す指標）を活用した。
- ・ このうち、新たに設定した状態指標は、初年度であり指標の趣旨や活用方法の理解が不十分であることから、改善・見直しが必要な場合が多かった。また、従来から使用されてきた事務事業の活動指標・成果指標は、庁内研修等の取組により設定の考え方への理解は深められているものの、成果指標の中には、事務事業の活動による直接的な成果と言い難いものなど、事業の成果を測るには不適切な指標が設定されている場合があった。
- ・ 今後は、適切な診断のためには、適切な指標と実績値に基づく分析が重要であることを前提に、研修や診断ヒアリングを通じ職員に対して各指標の趣旨や活用方法の理解促進に取り組みながら、適切な指標に見直していく必要がある。

以上